

# 議案第 5 1 号

## 市道路線の認定及び廃止について

道路法第 8 条第 1 項の規定により市道路線を次のとおり認定し、同法第 1 0 条第 1 項の規定により市道路線を次のとおり廃止する。

令和 8 年 5 月 2 9 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

### 1 認定路線

認定番号	路線名	起点	終点	摘要
2 1 9 7 3	野村 7 号線	野村三丁目 6 6 9 番 1 5 地先	野村三丁目 6 6 1 番 1 地先	既存路線の廃止に伴い、市道として存置する必要のある区間の新規路線認定

### 2 廃止路線

認定番号	路線名	起点	終点	摘要
2 1 6 3 0	野村 7 号線	野村三丁目 6 6 9 番 1 5 地先	野村三丁目 6 6 1 番 1 地内	路線の一部が一般交通の用に供する必要がなくなったことに伴う路線の廃止

### 提案理由

市道路線の認定及び廃止について、道路法第 8 条第 2 項及び同法第 1 0 条第 3 項の規定により準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。